

御宿町まちづくり政策アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、御宿町のまちづくりの推進について専門的立場から相談・助言を行う「まちづくり政策アドバイザー」(以下「アドバイザー」という。)の職務及び委嘱その他アドバイザーに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる事項について必要な意見又は助言を行うものとする。

- (1) 町の政策課題に関する事項
- (2) その他町長が必要と認める事項

2 アドバイザーは、専門的立場から公平性をもって職務を実施するものとし、自己の利益を図ることを目的とした支援及び助言は行ってはならない。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、前条に掲げる職務に従事できる専門的知識及び経験を有する者のうちから、別に定める選考基準に基づく選考を行ったうえで、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は委嘱の日から1年以内とし、再任を妨げない。

(資料等の利用)

第5条 アドバイザーは、職務を遂行する上で、町が保有する資料等(個人情報を除く。)を利用する必要がある場合は、町長に対し、政策アドバイザー制度における資料等利用申請書(別記第1号様式)により利用を申請することができる。

(実施報告)

第6条 政策アドバイザーの職務を完了した場合は、政策アドバイザー実施報告書(別記第2号様式)により職務の実施を報告する。

(守秘義務)

第7条 アドバイザーは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の趣旨に基づき、個人情報の重要性を認識するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

- (1) 職務上知り得た情報を人(家族を含む。)に知らせ、又は他人が了知し得る状況に置かないこと。
- (2) 職務上知り得た情報を職務の目的の範囲を超えて利用しないこと。
- (3) 職務上知り得た情報を自己の利益のために利用しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、個人情報の保護や情報の管理に努めること。

(解任)

第8条 町長はアドバイザーが次の各号の一つに該当するときは解任することができる。

- (1) 職務の遂行ができなくなったとき。
- (2) 辞退の申出があったとき。
- (3) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(4) その他町長が解任する必要があると認めたとき。

(謝金及び費用弁償)

第9条 アドバイザーが業務に従事した場合、別に定めるところにより、予算の範囲内で謝金及び費用弁償等を支払う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別 記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

御宿町長 様

政策アドバイザー
氏名

政策アドバイザー制度における資料等利用申請書

御宿町まちづくり政策アドバイザー設置要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

テーマ	
資料等の内容	

遵守事項

- 1 資料等については、職務を遂行する目的のために利用します。
- 2 資料等については、第三者には提供しません（本アドバイザー制度を遂行する上で、協力者が必要な場合は、御宿町長の同意を得た上で、協力者に資料提供する場合を除く。）。
- 3 その他情報の取扱いは、御宿町まちづくり政策アドバイザー設置要綱第7条の規定を順守します。

政策アドバイザー実施報告書

御宿町長 様

政策アドバイザー
氏名

御宿町まちづくり政策アドバイザー設置要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

日時（期間）	
場所	
庁内出席者	
テーマ及び内容	
助言・提言等の内容	

※別途資料などを添付すること。